

2015年2月19日

原子力規制庁
厚生労働省
経済産業省
文部科学省
総務省
防衛省

原子力資料情報室
ヒバク反対キャンペーン
原水爆禁止日本国民会議
アジア太平洋資料センター(PARC)
福島原発事故緊急被曝労働問題プロジェクト
全国労働安全衛生センター連絡会議

第13回被ばく労働問題に関する省庁への要請書

日頃のご活躍に敬意を表します。

東電福島第一原発では、昨年からの労働災害が多発し前年に比べ2倍以上にのぼっています。今年1月16日には福島労働局長が東電福島第一原発所長に「廃炉作業における労働災害防止対策の徹底」を要請しました。ところが1月19日、20日、2日間連続して死亡災害が発生し(1件は福島第二原発)、1月22日には、厚生労働大臣自らが東京電力(株)社長に対し「原子力発電所における労働災害防止対策の徹底について」要請せざるをえませんでした。

福島第一原発では、汚染水処理対策工事等を進展させるため作業員数が6千人超に急増しました。そのため現場の安全管理がズサンになり、労災防止対策、安全管理体制の確立が後回しにされ、作業員の死亡災害、重傷災害が頻発しています。作業環境は悪化し、作業員の過密、過重労働も深刻です。東電福島第一原発における労働安全衛生体制を再構築し、労働環境の改善は待ったなしの状況にあります。国と東電は労災防止と被ばく対策を徹底し、労働条件確保と待遇改善に取り組まねばなりません。

一方、政府は川内原発をはじめ原発再稼働の動きを強めています。原子力規制委員会は緊急作業の被ばく規制に関する検討を提起し、放射線審議会や厚労省の検討会でも緊急作業時の被ばく線量管理のあり方に関する検討を始めています。

私たちは福島第一原発事故を十分に検証せず、緊急作業を名目としてより高線量の被ばくを労働者に強制しようとする動きに強い危機感を持っています。

つきましては下記の事項を要請いたします。関係省庁におかれましては事前に書面回答し

ていただき、率直な意見交換を行いたいと存じます。
よろしく願いいたします。

1. 東電福島第一原発の労働災害防止について

- (1) 昨年来、東電福島第一原発等で労働災害が激増している。国として労災多発の原因をどのように考え、今後労災防止対策を徹底するため、どのように取り組むか明らかにすること。
- (2) 本年 1 月 22 日、厚生労働大臣が東電に対し、「原子力発電所の労働災害防止対策の徹底について」のなかで、「東京電力は、単なる発注者ではなく、原子力施設の所有者であり、原発事故の当事者であるとの自覚のもと、当事者意識を持って施設内の労働災害防止に万全を期すこと。」等を要請した。労働安全衛生法上の責任がない東電に対し、国がいくら当事者意識を持てと要請しても、その実効性は限られており、抜本的な労災防止対策に取り組ませることができない。原子炉等規制法においては原子炉設置者が責任主体であることから、労働安全衛生法令においても原子力事業者を、被ばく管理を含めて労働安全衛生法上の事業者とみなす規定を設けること。
- (3) 福島第一原発構内で発生した労働災害について、「東京電力が資源エネルギー庁に送る事故発生時の連絡メール」と、「各労働基準監督署に届けられている死傷病報告書」と「被災労働者に支給した療養補償給付」の照合を行い、全貌を正確に把握して分析を行い、労災隠しの撲滅、予防対策に活用すること。
- (4) 東電には現場で発生する労働災害を防止するための責任、能力、技術、経験が決定的に欠如しており、東電任せでは労働災害を防止できない。国の監督機関は福島第一原発に常駐し、元方事業者と合同して現場の監督指導に徹底して取り組むこと。

2. 偽装請負、違法派遣の防止、労働法令違反の防止について

- (1) 東電の労働環境に係るアンケート結果(第 5 回、2014 年 9 月公表)でも、回答者の約 3 割の作業員に偽装請負が疑われた(前回アンケート結果より増えている)。厚労省、経産省はこの東電アンケート結果をどのように受けとめ、対応すべきか明らかにすること。
- (2) 偽装請負や違法派遣が後を絶たない実態を鑑み、福島第一原発で働いた労働者に関する労働基準法、職業安定法ないしは労働者派遣法、労働安全衛生法違反の事例を監督機関が集約すること。そのために、厚生労働省と資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室の連携の仕組みを確立すること。

3. 福島第一原発作業員の健康管理について

- (1) 2011年12月16日の「収束宣言」までの緊急作業従事者と同じく、それ以後に事故収束作業に従事した作業員にも退職後の長期健康管理制度を適用すること。
- (2) 電離則健診等の偽造問題に対し、行政官庁がとった元請事業者及び下請事業者に対する監督指導の内容と再発防止対策について明らかにすること。
- (3) 今年12月に施行される改正労働安全衛生法のストレスチェックについて、さまざまな規模の事業主が混在する福島第一原発ではどのように適用されるのか。具体的にはどこの会社がどのようにストレスチェックを行い、集団的な分析による職場環境改善にどのように取り組むのか明らかにすること。

4. 緊急作業対策について

ICRP が勧告し、放射線審議会でも確認されたとおり、原発事故時の緊急作業は教育、訓練、志願の3原則が明示されている。しかしその原則に応じた法整備は可能なのか。労働者にやらせることができるのか。緊急作業における消防や自衛隊の位置づけはどうなるのか。または志願者による「特別」隊が必要になるのか。

昨年12月10日、原子力規制委員会は、緊急作業時の被ばく基準を緩和し、被ばく線量の制限値を250mSvに引き上げること、緊急時被ばく線量と平常時被ばく線量を別だてに管理する方向で検討を進めようとしている。

昨年12月26日に開かれた厚労省の「第1回東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会」では、ICRPが想定し被ばく線量を引き上げざるを得なかった緊急作業とは、救急隊員や医療者の作業であり、東電社員などのいわゆる原発作業員の作業とは異なるのではないかといった意見が複数の委員から出された。また今年1月15日の第2回検討会では、ICRPの正当化原則における被ばく限度及び諸外国の例について、委員のあいだの認識差が目立っていた。

- (1) ICRP2007の緊急時被ばく状況における職業被ばくの参考レベルとして示された、①救命活動(情報を知らされた志願者)、②他の緊急救助活動は、電離則で規定する緊急作業には該当しない。またBSSにおける緊急作業として、①救命措置、②健康への重大な確定的影響を防止するための措置、並びに破局的条件の進展を防止するための措置も、電離則に規定する緊急作業に該当しない。したがって国際機関における緊急被ばく状況における被ばく線量の参考値を規準に、現行の電離則の緊急作業時の被ばく線量限度を引き上げないこと。
- (2) 緊急作業の被ばく線量と平常時の被ばく線量の管理を別だてにせず、1年50mSv、5年

100mSv による線量管理を徹底すること。

- (3) 年間の被ばく線量限度を超えて緊急被ばく状況に介入する労働者は「志願者」でなければならない。しかし志願という必要条件是労働諸法規になじまない(労働者は即時退避、労安法第 25 条の「事業者は労働者を作業場から退避させる等の必要な措置を講じる」義務がある)。厚生労働省は、志願を必要条件とする緊急作業に、事業者が労働者を従事させることはできないことを原子力規制委員会及び政府に表明すること。
- (5) 消防法やそれらの内規においては、あらかじめ確定的影響や確率的影響、死亡を前提にした消防士の救命活動、救助活動を想定することはできない。消防隊員が緊急作業には従事できないことを総務省消防庁は原子力規制委員会及び政府に表明すること。
- (6) 自衛隊法においては、あらかじめ放射線による確定的影響、確率的影響、死亡を前提にした自衛隊員の救命活動、救助活動を想定することはできない。自衛隊員が緊急作業には従事できないことを防衛省は原子力規制委員会及び政府に表明すること。
- (7) 上記(4)～(6)の見解と異なり、厚生労働省、総務省消防庁、防衛省が原発事故時の緊急作業に従事する可能性があるとするれば、そのために必要な法整備について明らかにすること。